

はじめに

池田市は、古くから北摂地域における交通の要衝として発展を遂げてきました。明治の終わりには、阪急電鉄の創始者である小林一三氏が、この池田に鉄道を開通させ、さらに日本で初の分譲地の販売をされるなど市街地の促進と相まって、政治や教育・文化などの分野においても近隣の中核的な役割を担ってきました。



近年、少子・高齢化社会を迎え、高齢者や身体障害者の方々の自立と社会参加ができる「ノーマライゼーション」の考え方が高まり、すべての人が同じように共に日常生活と社会生活を営むことができる社会の実現が求められています。

平成12年5月に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（通称：交通バリアフリー法）」が公布され、同年11月に施行されました。この法律では、市町村は「基本構想」を策定し、その基本構想に基づき、公共交通事業者、道路管理者並びに公安委員会は、それぞれの「特定事業計画」を定め、バリアフリー化を図る事業を実施するものとされています。

本市では、平成16、17年度の2ヵ年をかけて、国の方針にも示されているように、高齢者や身体障害者等の当事者や市民参画によるタウンウォッチング、ワークショップ等を踏まえ、アンケートやパブリックコメントによる意見も反映させ、池田・石橋両駅を中心とした重点整備地区を定め、この基本構想を策定いたしました。

今後の施策の具体化に際しましても市民とのパートナーシップを基本に多くの皆様のご意見・ご提案を頂戴し、市民が安心して暮らせる「人にやさしい交通環境づくり」をめざし取り組んでまいりますので、市民の皆様や特定事業を実施する事業者の皆様のご理解やご協力をお願い申し上げます。

最後に、策定にご尽力賜りました「基本構想策定委員」の皆様をはじめ、関係事業者、関係団体の皆様方に心より感謝を申し上げます。

平成18年3月吉日
池田市長

